

岩手県教育委員会代決専決規程及び岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 20 年 11 月 28 日

岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

岩手県教育委員会代決専決規程及び岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部を改正する訓令

(岩手県教育委員会代決専決規程の一部改正)

第 1 条 岩手県教育委員会代決専決規程 (昭和 32 年岩手県教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育企画室の担当課長等の専決事項)</p> <p>第 8 条 教育企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>企画担当課長専決事項</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>公益法人</u>の定款又は寄附行為の変更 (目的又は名称の変更に係るものを除く。)の認可又は承認に関すること (教育事務所の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(10) 教育に関する<u>公益法人</u>及び公益信託の指導監督に関すること。</p> <p>(11)～(16) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(教育事務所長の専決事項)</p> <p>第 13 条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(23) [略]</p> <p>(24) <u>公益法人</u> (その行う事業が 2 以上の教育事務所の管轄区域にわたる<u>公益法人</u>を除く。)の定款又は寄附行為の変更 (目的又は名称の変更に係るものを除く。)の認可又は承認に関すること。</p> <p>(25)・(26) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(教育企画室の担当課長等の専決事項)</p> <p>第 8 条 教育企画室の分掌事務について、担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>企画担当課長専決事項</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>特例民法法人 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 18 年法律第 50 号) 第 42 条第 2 項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。)</u>の定款の変更 (目的又は名称の変更に係るものを除く。)の認可に関すること (教育事務所の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(10) 教育に関する<u>特例民法法人</u>及び公益信託の指導監督に関すること。</p> <p>(11)～(16) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(教育事務所長の専決事項)</p> <p>第 13 条 教育事務所長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(23) [略]</p> <p>(24) <u>特例民法法人</u> (その行う事業が 2 以上の教育事務所の管轄区域にわたる<u>もの</u>を除く。)の定款の変更 (目的又は名称の変更に係るものを除く。)の認可に関すること。</p> <p>(25)・(26) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程の一部改正)

第 2 条 岩手県教育委員会許認可等標準処理日数規程 (平成 6 年岩手県教育委員会規則第 15 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別表 (第 2 条関係)</p>	<p>別表 (第 2 条関係)</p>

許認可等標準処理日数一覧表

区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経 由		主管 課等	処理 日数	
				機 関	日 数			
民法	1 公益法人 の設立の許 可	民法（明治29年法律 第89号）第34条	30			教育 企画 室	30	
	2 公益法人 の定款の変 更の認可又 は寄附行為 の変更の承 認	民法第38条第2項	30			教育 企画 室又 は教 育事 務所	30	
	3 公益法人 の残余財産 の処分の許 可	民法第72条第2項	30			教育 企画 室	30	
	4 削除							
	5 公益法人 の基本財産 の処分の承 認	公益法人の設立及び 監督に関する条例（ 平成11年岩手県条例 第63号）第8条	[略]					
	6 公益法人 の解散又は 残余財産の 処分の承認	公益法人の設立及び 監督に関する条例第 12条	[略]					
[略]								

備考1・2 [略]

許認可等標準処理日数一覧表

区分	事務の名称	法令	標準 処理 日数	経 由		主管 課等	処理 日数
				機 関	日 数		
特例 民法 法人	1 特例民法 法人の定款 の変更の認 可	一般社団・財団法人 法等整備法第88条及 び第94条	30			教育 企画 室又 は教 育事 務所	30
	2 特例民法 法人の残余 財産の処分 の許可	一般社団・財団法人 法等整備法第95条	30			教育 企画 室	30
	3 特例民法 法人の基本 財産の処分 の承認	公益法人の設立及び 監督に関する条例を 廃止する条例（平成 20年岩手県条例第51 号）附則第2条の規 定によりなおその効 力を有することとさ れる廃止前の公益法 人の設立及び監督に 関する条例（平成11 年岩手県条例第63号 。以下「旧公益法人 条例」という。）第 8条	[略]				
	4 特例民法 法人の解散 又は残余財 産の処分の 承認	旧公益法人条例第12 条	[略]				
[略]							

備考1・2 [略]

3 「一般社団・財団法人法等整備法」とは、一般社団
 法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法
 人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に
 伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律
 第50号）をいう。

4 「特例民法法人」とは、一般社団・財団法人法等整備法第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。